

帰国者と帰国者を受け入れる方々へのお願い ～新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて～

新型コロナウイルスは今や世界的に感染が拡大しており、日本においても海外からの帰国者による感染が各地で相次いでいます。現在、ヨーロッパの大半の国々、アメリカ、中国、韓国、イラン、エジプトから航空機等で入国するすべての方について検疫が強化されており、健康状態に異常のない方も含め、検疫所長の指定する場所（自宅など）で14日間待機し、空港等からの移動も含め電車、バス、タクシーなどの公共交通機関を使用しないことが要請されています。

海外のこれらの地域から帰国される方とそれを受け入れる府県民の方々におかれましては、実効性ある自宅待機を行っていただくため、以下の点に努めていただくよう、ご協力をお願いします。

1 海外から帰国される皆様へ

海外から帰国された皆様は、指定された場所で待機し、入国の次の日から起算して14日間は、体温測定を毎日行うなど、ご自身の健康管理にご注意いただくとともに、不要不急の外出を控えてください。

また、咳や発熱等の症状が現れた場合は、マスク等を着用するなどし、他の人との接触を控えるとともに、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。

2 帰国者を受け入れられる皆様へ

帰国者を受入れられるご家族やご親戚、ご友人、宿泊施設の方にもご協力をお願いします。

待機生活中は、帰国者の健康管理に協力し、十分に睡眠、栄養をとれるよう配慮するとともに、帰国者の方が外出を控えるようご留意願います。

帰国者の方に咳や発熱等の症状が出た場合は、帰国者・接触者相談センターにご相談ください。また、周囲の方も、咳エチケットや手洗い等の徹底に加え、食事を別々にとるなど接触を限定していただくとともに、定期的に換気を行い、手で触れる共有部分は消毒するほか、ご自身の健康管理にも努めてください。

帰国者ご本人と離れて生活されているご家族の方等にあつては、以上のことが守られているか電話等で確認していただくようお願いいたします。

3 入国制限対象地域から帰国される皆様及びその方を受入れられる皆様へ

検疫強化の対象となっている国の一部地域については、入管法に基づく入国制限がなされています。このような地域から帰国される皆様には、全員に対し既にPCR検査と保健所等による定期的な健康確認が行われていますので、ご自身の健康管理にご注意いただくとともに、保健所等からの問い合わせについても、ご協力いただくようお願いいたします。

令和2年3月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊
京都市長 門 川 大 作